

発議第6号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、
熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

平成29年6月23日提出

熊本市議会議員	くつき信哉
同	園川良二
同	江藤正行
同	津田征士郎
同	満永寿博
同	原口亮志
同	高本一臣
同	田尻将博
同	上田芳裕
同	西岡誠也
同	浜田大介
同	田尻清輝
同	上野美恵子

熊本市議会議長 澤田昌作様

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第55条を削り、第54条を第55条とし、第50条から第53条までを1条ずつ繰り下げ、第49条の次に次の1条を加える。

（発言の通告及び順序）

第50条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明、緊急を要する場合等は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑にあつてはその要旨、討論にあつては反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、当該通告は効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

本会議における質疑を通告制とするため、所要の改正を行うものである。